

# マイナンバーカードが 健康保険証として 利用できます。

※利用できる医療機関・薬局については、  
マイナ受付のステッカーやポスターが目印です。

利用申込み方法は  
動画でご覧になれ  
ます！



## 医療機関や薬局の受付で マイナンバーカードを 顔認証付きカードリーダーに 置いて本人確認！

カードの顔写真を機器で確認します。※顔写真は機器に保存されません。

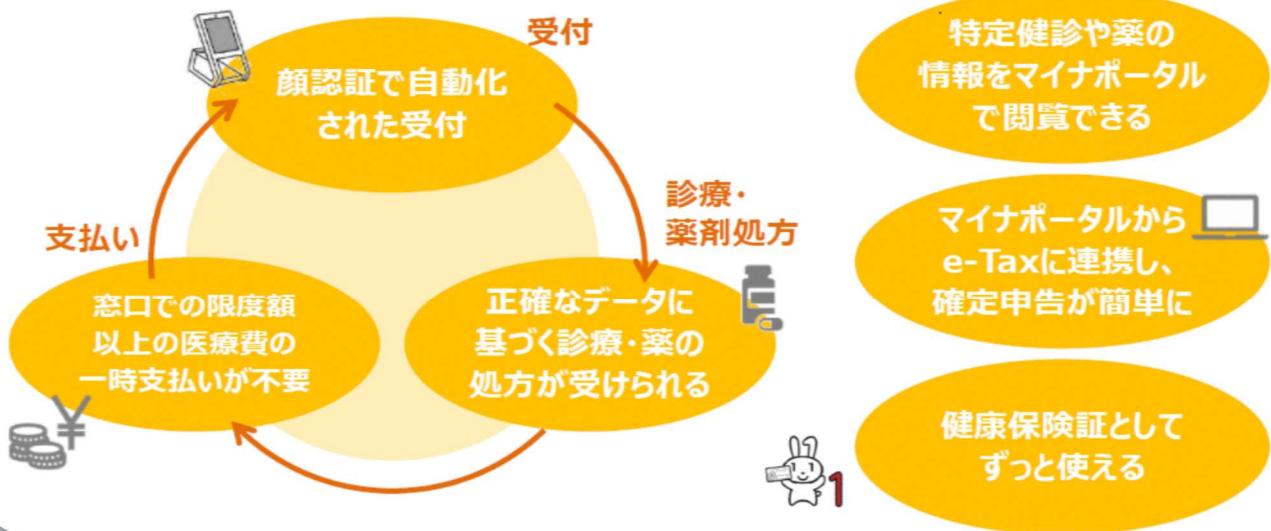
通院においても、その他の場面でも  
マイナンバーカードの健康保険証利用で便利になります



いつもの通院等が便利に！



こんなところも簡単・便利に！



- ・ 本年 12 月 1 日の時点でお手元にある有効な保険証は、12 月 2 日以降、最長 1 年間（来年 12 月 1 日まで）使用可能です。
- ※ 有効期限が 2025（令和 7 年）12 月 1 日以前に切れる場合は、その有効期限まで使えます。なお、転職・転居等で加入している保険者が変わった場合、使えなくなります。
- ・ 本年 12 月 2 日以降、マイナ保険証を保有していない方は、お手元にある保険証が使えなくなる前に、申請いただくことなく「資格確認書」が交付され、引き続き、医療を受けることができます。（マイナ保険証を紛失等した場合は、保険者に申請いただくことで「資格確認書」が交付されます）。

## 山形県・山形県保険者協議会

※山形県保険者協議会とは、県内の医療保険者により被保険者の健康保持増進と円滑な事業を行うために設立された団体です。